

## 旭市観光物産協会 Web サイト広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は旭市観光物産協会（以下「観光物産協会」という。）が、インターネット上に公開している Web サイトへの広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類及び範囲)

第2条 観光物産協会の Web サイトに掲載する広告は、バナー広告とし、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 観光物産協会 Web サイトの公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 法令良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- (4) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- (5) 政治活動、宗教活動、選挙、意見広告又は個人宣伝にかかるもの。
- (6) その他、広告の内容が適当でないと観光物産協会が認めるもの。

### (広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、観光物産協会が指定した場所とする。

### (広告の掲載規格及び掲載料)

第4条 広告の掲載規格及び掲載料は、別表1のとおりとする。

### (広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1か月単位とし単位とし、連続する掲載期間は最長で12か月までとする。ただし、更新は妨げないものとする。

- 2 広告の掲載開始日は原則月の初日とし、広告の掲載終了日は月の末日とする。

### (広告の掲載申込及び決定)

第6条 広告掲載希望者（以下「申込者」という。）は、バナー広告掲載申込書（第1号様式）を、観光物産協会に提出しなければならない。

- 2 観光物産協会は、前項の申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、バナー広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により申込者に通知する。
- 3 観光物産協会は、申込者に対して掲載広告案等、観光物産協会が必要とする書類の提出を求めることができる。

### (掲載料の納入)

第7条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、観光物産協会の指定する期日までに広告料を一括で納入しなければならない。

（広告原稿の提出）

第8条 広告主は、掲載する広告の画像データを協会の指定した期日までに提出するものとする。

2 観光物産協会は、提出のあった広告原稿が、Webサイトに掲載する広告として適当でないと判断したときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。

（広告掲載の取り下げ）

第9条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、観光物産協会に対しその旨を通告しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第10条 観光物産協会は、次の各号に該当する場合は広告の掲載を取り消すことができる。

- （1）指定する期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
- （2）指定する期日までに広告原稿の提出がなかったとき。
- （3）広告主、広告内容又はリンク先の内容が各種法令に違反しているとき、又は第2条の規定に反すると判断したとき。
- （4）その他、当該広告を掲載することを観光物産協会が不適切であると判断したとき。

（広告掲載にかかる料金の返還）

第11条 観光物産協会は、広告主の責めによらない理由により広告掲載ができなかったときは、広告掲載にかかる既納の料金の全部又は一部を広告主に返還することができる。

（免責事項）

第12条 広告主は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。また、当該停止による掲載料金の返還、損害の賠償等を観光物産協会に請求することはできない。

- （1）サーバ及びソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- （2）火災、地震、水害、落雷その他の天災、通信回線の事故、傷害による停止

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表1

掲載規格及び掲載料

画像サイズ	縦60ピクセル以内、横150ピクセル以内
画像の形式	GIF 又は JPEG
画像のデータ量	8KB 以内
その他の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・画像が切り替えになる場合、間隔は2秒以上とすること</li> <li>・同一画面が点滅しないこと</li> <li>・コントラストの強い画面の反転表示が繰り返さないこと</li> </ul>

掲載月数	掲載料（消費税及び地方諸費税を含む）		割引
	観光物産協会会員	一般	
1か月	3,000円	4,000円	無
6か月	15,000円	20,000円	1か月引き
12か月	30,000円	40,000円	2か月引く

※但し、観光物産協会会員については、最初の広告掲載を行った当月から一年間の掲載料金は会員特典として無料とする。